

高病原性鳥インフルエンザから 飼養家きんを守りましょう！

- ・国内の家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザが発生しています（家きん：13県32事例発生）
- ・国内の野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています（8道県20事例）

高病原性鳥インフルエンザとは？

→主に鳥類に感染し、感染した鶏（チャボ、烏骨鶏等も含む）は高率に死亡します。

アヒル（水きん）に感染した場合は、症状が様々で、発病しない場合もありますが、体内でウイルスが増え感染拡大の原因となります。

→発生地域から渡り鳥を介して持ち込まれ、野鳥、野生動物により感染が拡大していきます。

→感染が確認された場合は、法律に基づいて、家畜保健衛生所へ届け出が必要になります。

ウイルスの侵入防止を徹底し、飼養家きんを守りましょう！

以下の項目について、重点的な点検をお願いします。

- 1 衛生管理区域内に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除

